





(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計 画 書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名
6 款 3 項 4 目
児童扶養手当支給事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
28年度	10,376,106	3,458,702		20,000			6,897,404
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	10,325,624	3,441,899		20,000			6,863,725
増△減	50,482	16,803	0	0	0	0	33,679

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	9,738,823	10,117,436	10,425,581
算 市債+一般財源	6,492,549	6,724,958	6,930,388
決 事業費	9,789,421	9,781,732	9,625,509
算 市債+一般財源	6,557,156	6,470,223	6,387,683

歳出	29年度	30年度
予 事業費	10,048,134	9,912,198
算 市債+一般財源	6,679,027	6,588,670

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。28年度は26年度に引き続き、請求の受付、審査、証書等の交付、現況届事務等を行います。

【 実績の推移・今後見込み 】

●支給対象児童数及び支給額の見込み

区分	28年度				27年度		差引	
	支給期間	手当月額	児童数(人)	支給額(円)	児童数(人)	支給額(円)	児童数(人)	支給額(円)
全部支給	H27.12~H28.3	42,000	50,302	2,112,684,000	157,448	6,557,184,060	△ 6,542	△ 134,624,700
	H28.4~H28.11	42,840	100,604	4,309,875,360				
一部支給	H27.12~H28.3	27,329	38,431	1,050,280,800	112,919	3,179,393,164	2,373	13,464,876
	H28.4~H28.11	27,876	76,861	2,142,577,240				
第2子加算	H27.12~H28.7	5,000	65,354	326,770,000	101,214	506,070,000	△ 3,183	△ 15,915,000
	H28.8~H28.11	10,000	32,677	163,385,000				
第3子以降加算	H27.12~H28.7	3,000	17,858	53,574,000	27,659	82,977,000	△ 872	△ 2,616,000
	H28.8~H28.11	6,000	8,929	26,787,000				

- ・支給月：12月、4月、8月に前4か月分を支給。
- ・28年4月分から、物価スライドを適用、ただし、第2子・3子以降の加算額は据え置きます。
- ・全部支給月額、27年12月から28年3月までは42,000円、28年4月から11月までは42,840円とします。
- ・一部支給月額は、27年12月から28年3月までは27,329円、28年4月から11月までは27,876円とします。
- ・児童数は、26年度の実績に、過去4年間の伸び率の平均を勘案しています。
- ・制度改正により、28年8月分から、第2子加算額を10,000円、第3子加算額を6,000円とします。

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

項目	28年度	27年度	差引	説明
児童扶養手当支給費	10,376,106	10,325,624	50,482	制度改正による支給額の増

【 事業スケジュール 】

- ①定時支給 4、8、12月
- ②随時支給 定時支給月を除く9か月
- ③認定請求 随時
- ④年度更新 毎年8月に現況届の提出で判定を行う。
- ⑤その他各種届出 支給要件に変更等がある場合に随時届出が必要
- ⑥制度改正 平成28年8月より第2子加算、第3子以降加算が増額される。平成28年12月より支給。

【 事業開始年度 】

昭和36年

【 根拠法令 】

- 児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)
- 児童扶養手当法施行令(昭和36年12月7日政令第405号)
- 児童扶養手当法施行規則(昭和36年12月7日省令第51号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	谷口 千尋	津田 善之	大戸 航

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 4 目 <b>児童扶養手当支給事業</b>	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童扶養手当法・児童扶養手当法施行令・児童扶養手当法施行規則					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和36年、死別母子世帯を対象とする母子福祉年金を生別母子世帯へも拡大するという観点から、児童扶養手当法が成立した。受給資格認定等の事務は、平成12年4月より法定受託事務とされ、平成14年8月から市に移譲された。					
	<b>事業内容</b>	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している者に手当を支給する。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>	
		支給対象児童数 (人)	386,725	385,941	382,713	391,016	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	
		予算額	9,738,823千円	10,117,436千円	10,425,581千円	10,325,624千円	
		執行額	9,789,421千円	9,781,733千円	9,612,370千円	—	
		差▲引	△ 50,598千円	335,703千円	813,211千円	—	
		執行率(%)	101%	97%	92%	—	
		人件費	一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員				
概算人件費	17,384千円		16,750千円	17,456千円	17,456千円		
	総事業費	9,806,805千円	9,798,483千円	9,629,826千円	10,343,080千円		
	増▲減	—	▲ 8,322千円	▲ 168,657千円	713,254千円		
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が低い 法定受託事務であるため、必要性・妥当性を評価することになじまない。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 法定受託事務であるため、必要性・妥当性を評価することになじまない。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法定受託事務であるため、必要性・妥当性を評価することになじまない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定受託事務であるため、自治体で仕組みを変更することができない。					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	法定受託事務であり、適正である。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 法定受託事務のため、概ね適正である。					

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名
6 款 3 項 4 目
児童扶養手当支給事務費

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	124,107	17,240		214		106,653
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	120,446			218		120,228
増△減	3,661	17,240	0	△ 4	0	△ 13,575

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	128,417	131,377	126,841
算 市債+一般財源	128,193	131,172	126,621
決 事業費	119,122	117,842	183,294
算 市債+一般財源	118,890	117,613	182,805

歳出	29年度	30年度
予 事業費	122,482	122,482
算 市債+一般財源	122,268	122,268

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。  
児童扶養手当請求の受付、審査、認定、支給、証書等交付、現況届等の事務。

【 基礎数値 】

手当額	※H28年4月～支給予定額	
	全部支給	一部支給
児童1人	月額42,840円	月額42,830円～9,980円
児童2人	月額47,840円	月額47,830円～14,980円
児童3人以上	児童が1人増す毎に3,000円を加算	
支給月：1 2月、4月、8月に前4か月分を支給。		

【 実績の推移・今後見込み 】

(単位：千円)

		24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度	28年度	増△減
1 節	01 報酬	42,027	46,146	46,585	40,553	41,273	720
4 節	01 共済費	7,267	7,930	7,792	7,147	7,161	14
7 節	賃金	15,690	15,272	12,802	16,148	16,426	278
9 節	旅費	78	0	6	640	640	0
	01 費用弁償	0	0	0	40	40	-
	02 普通旅費	78	0	6	600	600	-
	03 特別旅費	0	0	0	0	0	-
11 節	需用費	3,069	1,444	2,107	5,692	3,502	△ 2,190
	01 消耗品費	1,790	272	564	2,500	392	-
	03 食料費	0	0	0	23	23	-
	04 印刷製本費	1,225	963	1,292	2,949	2,516	-
	05 光熱水費	54	209	251	220	571	-
12 節	01 役務費	8,705	8,648	29,040	13,196	13,658	462
13 節	委託料	40,020	32,832	77,375	33,881	38,460	4,579
	01,51 電算処理その他委託料	37,220	31,404	73,262	27,773	34,734	-
	02 人材派遣委託料	2,800	1,428	4,113	6,108	3,726	-
14 節	使用料及び賃借料	2,020	5,520	7,020	1,989	2,015	26
18 節	01 備品購入費	246	49	566	1,200	972	△ 228
合計		119,122	117,841	183,293	120,446	124,107	3,661

【 事業開始年度 】

昭和36年度

【 根拠法令 】

児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号 最近改正 平成26年法律第69号）  
児童扶養手当法施行令（昭和36年12月7日政令第405号 最近改正 平成27年政令第137号）  
児童扶養手当法施行規則（昭和36年12月7日省令第51号 最近改正 平成26年省令第115号）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	谷口 千尋	津田 善之	田嶋 弘

(こども青少年局 一 )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 4 目 児童扶養手当支給事務費	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称   児童扶養手当法・児童扶養手当法施行令・児童扶養手当法施行規則					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	昭和36年、死別母子世帯を対象とする母子福祉年金を生別母子世帯へも拡大するという観点から、児童扶養手当法が成立した。受給資格認定等の事務は、平成12年4月より法定受託事務とされ、平成14年8月に市に委譲された。					
	<b>事業内容</b>	父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。児童扶養手当請求の受付、審査、認定、支給、証書等交付、現況届等の事務。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>	
		支給対象児童数 (人)	386,725	385,941	382,713	384,055	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>	人件費	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	
			予算額	128,417千円	131,377千円	126,841千円	120,446千円
			執行額	119,122千円	117,842千円	183,294千円	—
			差▲引	9,295千円	13,535千円	△ 56,453千円	—
			執行率(%)	93%	90%	145%	—
			一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
			再任用職員				
概算人件費	17,384千円	16,750千円	17,456千円	17,456千円			
総事業費	136,506千円	134,592千円	200,750千円	137,902千円			
増▲減	—	▲ 1,914千円	66,158千円	▲ 62,848千円			
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定受託事務のため、検討に値しない。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 法定受託事務のため、期待する効果の設定に馴染まない。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法定受託事務のため、検討するに値しない。					
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定受託事務のため、自治体単独での仕組みとはならない。					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	法定受託事務のため、概ね適正である。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 法定受託事務のため、概ね適正である。					

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名	
6款 3項 4目	特別児童扶養手当支給事務費

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	82,316	56,235	0	55	0	26,026	
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	160,856	134,796	0	54	0	26,006	
増△減	△ 78,540	△ 78,561	0	1	0	20	

歳出		24年度	25年度	26年度
予 算	事業費	2,448	2,704	5,243
決 算	市債+一般財源	△ 3,328	△ 3,242	△ 922
予 算	事業費	2,246	3,810	167,453
決 算	市債+一般財源	△ 3,820	△ 2,158	△ 6,570

歳出		29年度	30年度
予 算	事業費	57,257	57,257
決 算	市債+一般財源	28,524	28,524

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

特別児童扶養手当の支給に関わる事務費

<特別児童扶養手当>

対 象 者 : 要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人

手 当 額 : 1級 51,100円 2級 34,030円 (平成27年4月現在)

支 給 方 法 : 年3回 受給者本人口座振込

支 給 機 関 : 厚生労働省

【 実績の推移・今後見込み 】

(単位:千円)

		27年度	28年度	増△減
1節	01 報酬	13,768	13,788	20
4節	01 共済費	1,794	1,861	67
7節	賃金	4,275	4,651	376
9節	旅費	150	154	4
	01 費用弁償	40	44	-
	02 普通旅費	110	110	-
11節	需用費	1,999	3,883	1,884
	01 消耗品費	250	250	-
	04 印刷製本費	1,653	3,489	-
	05 光熱水費	96	144	-
12節	01 役務費	4,513	4,402	△ 111
13節	委託料	132,257	51,141	△ 81,116
	01,51 電算処理その他委託料	126,668	47,415	-
	02 人材派遣委託料	5,589	3,726	-
14節	使用料及び賃借料	1,440	1,776	336
18節	01 備品購入費	660	660	0
合計		160,856	82,316	△ 78,540

※平成27年4月から、神奈川県から事務権限が移譲された。

【 事業スケジュール 】

- 5月中旬 所得状況届受付時のアルバイト賃金区配
- 7月上旬 所得状況届の印字・案内文の印刷 (委託)
- 8月中旬 所得状況届の受付
- 10月下旬 認定結果通知の発送

【 事業開始年度 】

平成27年度 (特別児童扶養手当制度は昭和39年度)

【 根拠法令 】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	谷口 千尋	津田 善之	田嶋 弘

( こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 4 目 <b>特別児童扶養手当支給事務費</b>	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課			
<b>事業概要 (Plan)</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他	<b>法令等の名称</b> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務に関する政令				
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	障害児の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するために必要な事務費				
	<b>事業内容</b>	障害児を養育する世帯に手当を支給する。				
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	<b>指標名(単位)</b>	<b>24年度実績</b>	<b>25年度実績</b>	<b>26年度実績</b>	<b>27年度目標</b>
		特別児童扶養手当受給者数(人)	5,743	5,975	6,216	6,103
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>
		<b>予算額</b>	2,448千円	2,704千円	5,243千円	160,856千円
		<b>執行額</b>	2,246千円	3,810千円	167,453千円	—
		<b>差▲引</b>	202千円	△ 1,106千円	△ 162,210千円	—
		<b>執行率(%)</b>	92%	141%	3194%	—
	<b>人件費</b>	<b>一般職員</b>	0.1人	0.1人	0.1人	1.0人
		<b>再任用職員</b>				1.0人
		<b>概算人件費</b>	869千円	838千円	873千円	12,883千円
	<b>総事業費</b>	3,115千円	4,648千円	168,326千円	173,739千円	
	<b>増▲減</b>	—	1,532千円	163,678千円	5,413千円	
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 特別児童扶養手当の対象児童は障害の程度が重度であり、水道使用量が一般家庭に比べて多く、経済的な負担が大きい。また、特別児童扶養手当は所得制限があり、対象世帯は一定程度の低所得世帯であるので、減免制度は必要である。				
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 特別児童扶養手当受給世帯の経済的負担の軽減に寄与している。				
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 水道料金減免制度は、水道局の事業であるため。				
	<b>市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 水道料金減免制度は、水道局の事業であるため。				
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	対象世帯数も増加していることから、一定の成果はあると考える。				
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 水道料金減免制度は特別児童扶養手当受給世帯以外の対象者もいるため、見直しには水道局、健康福祉局等との調整が必要となる。				

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
<b>事業の分類</b>	<b>【緩和策】</b>	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	<b>【緩和策】</b> の分類を選択してください 分野
	<b>【適応策】</b>	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	<b>【適応策】</b> の分類を選択してください 分野
<b>理由</b>	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
<b>実行計画との関連</b>	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		



(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名	
6款 3項 4目	児童手当支給事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	57,332,775	40,082,236	8,625,260	8,300	0	8,616,979
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	57,934,676	40,450,473	8,742,096	8,300		8,733,807
増△減	△ 601,901	△ 368,237	△ 116,836	0	0	△ 116,828

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	62,033,011	59,243,065	58,877,881
算 市債+一般財源	9,159,728	9,029,291	8,972,816
決 事業費	60,615,395	57,357,370	57,280,227
算 市債+一般財源	9,474,789	7,506,207	8,691,551

歳出	29年度	30年度
予 事業費	57,496,687	57,338,906
算 市債+一般財源	8,623,729	8,576,706

方針に関する決裁 種別( ) 有 ( ) 無 ( )

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

〔事業目的〕

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給する。

〔手当額〕

- 《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円
- 《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円、ただし、第3子以降は月額15,000円
- 《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円
- ※ ただし、児童福祉施設等に入所している児童については、出生順位にかかわらず3歳未満は15,000円、3歳以上中学生以下は10,000円を支給。
- 《所得制限以上》 中学生以下の児童一人につき、特例給付として月額5,000円  
(所得制限: 夫婦と児童二世帯、年収960万円程度、扶養親族数に応じて加減)

【 今後見込み 】

(児童数:人、支給額:千円)

区分	H28年度 児童手当		H28年度 特例給付			
	児童数	支給額	児童数	支給額		
0歳以上3歳未満	被用者	797,298	11,959,470	92,650	463,250	
	非被用者	173,380	2,600,700	8,421	42,105	
3歳以上小学校修了前	被用者	第1子、第2子	2,044,514	20,445,140	499,044	2,495,220
		第3子以降	180,037	2,700,555	46,561	232,805
	非被用者	第1子、第2子	530,746	5,307,460	31,045	155,225
		第3子以降	76,775	1,151,625	4,639	23,195
中学生	被用者	610,334	6,103,340	266,375	1,331,875	
	非被用者	215,523	2,155,230	14,503	72,515	
施設入所等児童(※)	0歳以上3歳未満	1,083	16,245			
	3歳以上中学校修了前	7,682	76,820			
合計		4,637,372	52,516,585	963,238	4,816,190	

【 事業費の内訳 】

区分	児童手当			特例給付			
	国	県	市	国	県	市	
0歳以上3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45			
	非被用者						
3歳以上小学校修了前	被用者	第1子、第2子					
		第3子以降					
	非被用者	第1子、第2子	2/3	1/6	1/6	2/3	1/6
		第3子以降					
中学生							
施設入所等児童(※)							

【 事業開始年度 】

昭和46年度 (ただし平成22、23年度は「こども手当」として支給)  
※平成24年6月支給分からは改正後の児童手当法に基づく規定により事業実施

【 根拠法令 】

児童手当法 (昭和46年5月27日法律第73号 最近改正 平成26年法律第69号)  
児童手当法施行令 (昭和46年9月4日政令第281号 最近改正 平成27年政令第166号)  
児童手当法施行規則 (昭和46年9月4日省令第33号 最近改正 平成27年省令第73号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	谷口 千尋	佐々木 俊弘	北村 雄紀

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

<b>事業名</b>	6 款 3 項 4 目 <b>児童手当支給事業</b>	<b>所管課</b>	こども青少年局こども家庭課				
<b>事業概要 (Plan)</b>	<b>実施根拠</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童手当法・児童手当法施行令・児童手当法施行規則					
	<b>目的 (事業開始の経緯)</b>	児童手当制度は、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。また、事業開始当初は機関委任事務として、現在は法定受託事務として市町村の事務となっている。					
	<b>事業内容</b>	児童を養育している者に手当を支給する。					
<b>事業実績 (Do)</b>	<b>達成指標</b>	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		支給対象児童数 (人)	481,296	483,322	480,087	470,175	
	<b>予算額・執行額、事業費の推移</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	62,033,011千円	59,243,065千円	58,877,881千円	57,934,676千円	
		執行額	60,615,395千円	57,357,370千円	57,280,227千円	—	
		差▲引	1,417,616千円	1,885,695千円	1,597,654千円	—	
		執行率(%)	98%	97%	97%	—	
		人件費	一般職職員	3.0人	2.0人	1.0人	2.0人
			再任用職員				
	概算人件費	26,076千円	16,750千円	8,728千円	17,456千円		
総事業費	60,641,471千円	57,374,120千円	57,288,955千円	57,952,132千円			
増▲減	—	▲ 3,267,351千円	▲ 85,165千円	663,177千円			
<b>評価の視点による点検・検証 (Check)</b>	<b>必要性・妥当性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定受託事務であるため、必要性・妥当性を評価することになじまない。					
	<b>有効性</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 法定受託事務であるため、有効性を評価することになじまない。					
	<b>効率性・類似性</b>	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法定受託事務であるため、効率性・類似性を評価することになじまない。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定受託事務であるため、自治体で仕組みを変更することができない。					
<b>自己評価 (Action)</b>	<b>自己評価</b>	法定受託事務のため、概ね適正である。					
	<b>今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)</b>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 法定受託事務のため、概ね適正である。					

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
<b>事業の分類</b>	【緩和策】 温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください	分野
	【適応策】 気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ こども青少年局 こども家庭課 ]

事業名	
6款	3項 4目
児童手当支給事務費	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	寄附金	諸収入	市債	一般財源
28年度	461,050	29,411		250	343		431,046
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	423,354			250	292		422,812
増△減	37,696	29,411	0	0	51	0	8,234

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	576,817	430,171	410,773
算 市債+一般財源	471,093	429,727	410,239
決 事業費	502,961	384,496	326,425
算 市債+一般財源	341,008	383,486	325,335

歳出	29年度	30年度
予 事業費	471,139	471,139
算 市債+一般財源	470,546	470,546

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、児童を養育している者へ支給される児童手当の支給事務に伴う経費。

児童手当支給認定事務

新規認定・現況届受付・審査・認定・支給終了等の通知書発送及び台帳作成(端末入力事務)・管理等

【実績の推移・今後見込み】

(単位：千円)

	26年度実績	27年度	28年度	増△減
1節 01 報酬	23,968	21,585	26,939	5,354
4節 01 共済費	8,164	9,297	11,117	1,820
7節 賃金	36,868	36,802	41,708	4,906
9節 旅費	1,563	138	131	△ 7
01 費用弁償	20	29	22	△ 7
02 普通旅費	1,543	109	109	0
03 特別旅費	0	0	0	0
11節 需用費	13,988	38,885	29,706	△ 9,179
01 消耗品費	5,098	6,000	6,000	0
03 食料費	0	50	50	0
04 印刷製本費	8,328	31,515	23,296	△ 8,219
05 光熱水費	562	1,320	360	△ 960
12節 01 役務費	75,749	106,089	106,989	900
13節 委託料	150,841	188,520	228,951	40,431
01.51 電算処理その他委託料	150,841	188,520	72,216	△ 116,304
02 人材派遣委託料	0	0	156,735	156,735
14節 使用料及び賃借料	13,551	18,288	11,759	△ 6,529
18節 01 備品購入費	763	3,500	3,500	0
25節 01 積立金	970	250	250	0
合計	326,425	423,354	461,050	37,696

【事業開始年度】

昭和46年度(ただし平成22、23年度は「こども手当」として支給)

※平成24年6月支給分からは改正後の児童手当法に基づく規定により事業開始

【根拠法令】

児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号 最近改正 平成24年法律第24号)

児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号 最近改正 平成24年政令第113号)

児童手当法施行規則(昭和46年9月4日省令第33号 最近改正 平成24年省令第64号)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	谷口 千尋	佐々木 俊弘	田嶋 弘

(こども青少年局 - )

## 事業評価書

事業名		6 款 3 項 4 目 児童手当支給事務費			所管課	こども青少年局こども家庭課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他			法令等の名称 児童手当法・児童手当法施行令・児童手当法施行規則						
	目的 (事業開始の経緯)	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。									
	事業内容	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に児童を養育している者へ児童手当を支給する。									
事業実績 (Do)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
			支給対象児童数(人)	481,296	483,322	466,964	472,409				
					24年度	25年度	26年度	27年度			
			予算額・執行額、事業費の推移		予算額	576,817千円	430,171千円	410,773千円	423,354千円		
					執行額	502,961千円	384,496千円	326,425千円	—		
					差▲引	73,856千円	45,675千円	84,348千円	—		
					執行率(%)	87%	89%	79%	—		
			人件費	一般職員	2.0人	2.0人	3.0人	3.0人			
				再任用職員							
				概算人件費	17,384千円	16,750千円	26,184千円	26,184千円			
				総事業費	520,345千円	401,246千円	352,609千円	449,538千円			
				増▲減	—	▲ 119,099千円	▲ 48,637千円	96,929千円			
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定受託事務のため、検討に値しない。									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 法定受託事務のため、期待する効果の測定に馴染まない。									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法定受託事務のため、検討に値しない。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定受託事務のため。									
自己評価 (Action)	自己評価	法定受託事務のため、概ね適正に執行されている。									
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 法定受託事務のため、検討に値しない。									

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		